「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の 施行について」の一部改正案について

1. 改正の経緯

平成 21 年 4 月に行った臨床研修制度の見直しにあたっては、臨床研修病院の指定や研修医の募集定員等に関して、地域医療への影響等を踏まえ、激変緩和措置を講じ、平成 22 年度の研修に適用したところ。平成 23 年度の臨床研修の実施に向けて、これら激変緩和措置の取扱い等について意見を募集する。

2. 改正の内容

- (1) 当面の取扱い(激変緩和措置)への対応について
 - ① 基幹型臨床研修病院の指定について (別添医政局長通知第3の2関係)
 - 〇 激変緩和措置については、基幹型臨床研修病院が新しい基準 を満たすための猶予期間として24年度から研修を始める研修医 の募集まで継続した後、廃止する。
 - 〇 ただし、過去 3 年間に研修医の受入実績がない基幹型臨床研 修病院については、激変緩和措置を適用しない。

(参考: 当面の取扱い)

新たな指定基準を満たさない基幹型臨床研修病院は、一定の条件の下で 22 年度末まで指定を継続する。

- ②小児科・産科プログラムの作成について(別添医政局長通知第3の3関係)
 - 〇 募集定員が20名以上の基幹型臨床研修病院に必置となっている小児科・産科プログラムの定員4名分を、当該病院の募集定員に別途加算する取扱いとする。
 - この取扱いに伴い、激変緩和措置は不要となるため廃止する。 (参考: 当面の取扱い)

小児科又は産科の研修プログラムのいずれか(定員 2 名以上)を設けることで差し支えないとする。(定員 20 名以上の研修病院)

- ③病院の募集定員について (別添医政局長通知第3の4関係)
 - 23 年度の研修については激変緩和措置を継続(22 年度の研修 の内定者の実績を勘案)し、その後の取扱いは、研修の実施状 況、地域医療への影響等を評価して定める。

O ただし、激変緩和措置については、次回の制度の見直しまで に廃止する。

(参考: 当面の取扱い)

臨床研修病院の募集定員は21年度研修の内定者(マッチ者)の実績を勘 案する。(22年3月末までの取扱い)

- ④都道府県別の募集定員の上限について (別添医政局長通知第3の6関係)
 - 23 年度の研修については激変緩和措置を継続し、その後の取扱いは、研修の実施状況、地域医療への影響等を評価して定める。
 - O ただし、激変緩和措置については、次回の制度の見直しまで に廃止する。

(参考: 当面の取扱い)

都道府県の募集定員の上限の値は、各都道府県の研修医受入実績から 10%以上削減しない。

- (2) 臨床研修病院群の形成の促進について (別添医政局長通知第2の5(1)な(4)関係)
 - 地域における臨床研修病院群の形成を促進するため、病院の 募集定員については、研修医の受入実績、医師派遣等を勘案し た定員を基本とし、都道府県の定員の上限の範囲内で、都道府 県において、研修医の受入実績や地域の実情等を勘案して調整 ができるようにする。このような募集定員の調整を含め、地域 において臨床研修の内容を検討する場の設置を促進する。
 - このため、一定の割合までは無条件に増員できるという現行 の取扱いは廃止する。

(参考:現行の取扱い)

原則として、各病院は、A×B/Cを超えない範囲で増員ができる。

- * A (過去3年間の受入実績の最大値+医師派遣加算)
 - × B (都道府県の上限値) / C (希望定員の合計)
- (3) 著しく高額な給与を支払っている場合の補助金の取扱いについて
 - 〇 研修医に決まって支払われる給与(当直手当等を除く)が、 一定額(年額 720 万円)を超える場合は、病院に対する補助金 を一定程度減額する。
 - この取扱いは23年度の研修から適用する。
- 3. 通知発出予定日 平成 22 年 4 月頃